

小郡体育館使用料

○屋内施設基本使用料

利用区分	単位	R9.3.31まで	R9.4.1以降
6分の1面につき	1時間	52円	60円

備考

- 1 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 利用者が入場料その他これに類するものを徴収するとき、又は営利、営業、宣伝等の目的で利用するときの使用料は、規定の使用料の5倍の額とする。

○設備基本使用料（体育館照明）

利用区分	単位	R9.3.31まで	R9.4.1以降
6分の1面につき	1時間	73円	90円

備考

利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。